

第2号議案

第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)(案)について

第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)(案)について、別紙のとおり決定する。

令和5年11月22日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 中間見直しの趣旨

平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定後、新学習指導要領の実施や教育機会確保法に基づく児童生徒への支援、教育DXの推進など状況変化が生じており、対応が求められている。

こうした計画策定後の変化に対応しながら、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の取組の充実・強化を図るため、本県における教育施策の方向性等を整理する必要があることから、第2期計画の中間見直しを行うもの。

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられると同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「教育等の振興に関する施策の大綱」として位置付けられているもの。

3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする10年間の計画であるが、国の教育振興基本計画との連動性を確保していくため、計画期間を2年間延長し、令和10年度までの12年間の計画とする。

なお、計画推進のために実施する具体的な施策及び事業について、別途アクションプランを策定する。

4 主な見直しの内容

- 新・宮城の将来ビジョンや国の新たな教育振興基本計画を踏まえて「目指す姿」と5つの「計画の目標」を見直し、「復興の先を見据えた持続的な発展」、「思いやり」、「幸福」等の文言を追加。

<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

<目標1>

生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

<目標2>

夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。

<目標3>

ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。

<目標4>

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

<目標5>

生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

- 「目指す姿」と5つの「計画の目標」の下に、「施策の展開に当たっての横断的な視点」として「教育DXの推進」と「持続可能な学校教育の推進」を掲げ、各施策でのデジタル技術の活用や、教員の働き方改革、学校外の多様な担い手の活用などを更に推進していく方向性を示した。

≪横断的な視点1≫

誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」

≪横断的な視点2≫

社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

- 不登校児童生徒への支援について、多様な主体と連携して教育機会を確保し、社会的に自立させていくことを打ち出すため、「学びの保障と教育機会の確保」を新たな基本方向として追加。

【基本方向8】学びの保障と教育機会の確保

- (1) 社会全体で子供を支援する体制の充実 [重点的取組11]
- (2) 学習環境の整備充実による学びのセーフティネットの構築

5 主な経過と今後の予定

【これまでの経過】

令和4年12月	第11回宮城県総合教育会議
令和5年 1月	第1回教育振興基本計画推進本部会議
令和5年 2月	第1回宮城県教育振興審議会(諮問)
令和5年 6月	圏域別意見交換会(5圏域)
令和5年 7月	県教委・市町村教委教育懇話会(圏域別)
~ 8月	
令和5年 8月	第2回宮城県教育振興審議会(中間案)
令和5年 9月	パブリックコメント、こどもアンケート調査
~ 10月	
令和5年10月	第3回宮城県教育振興審議会(答申案)
令和5年11月	県教委・市町村教委教育懇話会(全体会)
令和5年11月	宮城県教育振興審議会からの答申
令和5年11月	教育委員会定例会(計画案の決定)

【今後の予定】

令和6年 1月	第2回教育振興基本計画推進本部会議
令和6年 1月	第12回宮城県総合教育会議
令和6年 2月	県議会へ議案提出
令和6年 3月	教育委員会定例会(アクションプランの策定)